

子ども医療費助成制度とは

三豊市健康課

☎73-3014



この制度は、お子さんの医療費の一部をその保護者に助成することにより、お子さんの病気やケガの治療を促進し、もってお子さんの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

◆ 対象のお子さんは・・・

三豊市に住所があり、医療保険に加入している、出生（転入）の日から15歳（年度末）までのお子さんです。

◆ 申請の仕方は・・・

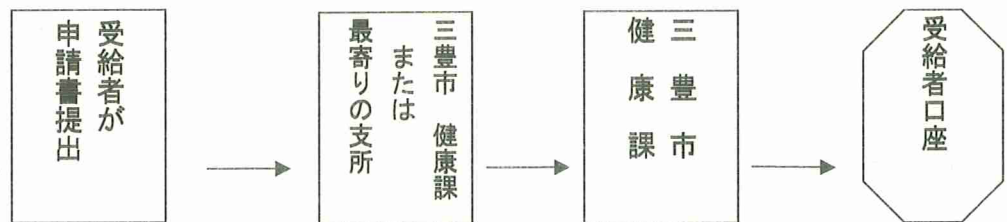
① 香川県内の医療機関・調剤薬局、三豊市・観音寺市内の接骨院等にかかった場合・・・



医療機関等で受診

- ・窓口で保険証と⑤資格者証を提示して受診してください。
- ・原則、一部負担金を支払う必要はありません。
- ・保険証、資格者証の提示がなければ、請求される場合があります。

② 香川県外の医療機関・調剤薬局、三豊市・観音寺市外の接骨院等にかかった場合・・・



医療機関等で受診

- ・一旦、自己負担額を支払います。
- ・翌月以降に申請書を記入してもらってください。

・毎月15日までに提出(土日の場合は前日受付分まで)。それ以後は翌月分扱いになります。

内容審査

月末振込

◆ 戻ってくる金額は・・・

医療機関等で証明してもらった保険診療分の自己負担額が戻ります（ただし、入院時の食事代は除きます）。

◆ 入院等で医療費が高額療養費に該当したら・・・

保険者から限度額適用認定証の交付を受けて、診療を受けてください。この場合、医療機関の窓口では自己負担限度額までの支払いで済みます。

限度額適用認定証の交付を受けずに支払いをした場合は、一旦、自己負担部分（総医療費の2割または3割）を支払いし、その後加入している保険者で高額療養費の申請手続きを行い、高額療養費の額が確定した後、子ども医療費の支払いをするようになります。その際、各保険者から送付される高額療養費支給決定通知書（写）が必要となりますので、三豊市健康課または最寄りの支所までご提出ください。

◆ 次のような場合には必ず届出をお願いします。

- ・ 受給資格者証に記載されている事項に変更があったとき（加入保険変更、転居、氏変更等）
- ・ 受給資格者証を紛失、破損したとき（再交付の申請をしてください）。
- ・ 医療費の助成を受ける資格を喪失したとき（三豊市から転出したとき等）。

◆ 受給期間が終了したときは、速やかに返還してください。

◆ 受給資格者証の記載内容・・・

（子） 子ども医療費受給資格者証

公費負担者番号	8	0	3	7	0	0	8	3	
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7		
受給資格者	氏名	三豊 太郎							
	住所	三豊市高瀬町下勝間〇〇番地							
対象の子ども	氏名	三豊 花子					女		
	生年月日	平成 20年 1月 5日							
	住所	三豊市高瀬町下勝間〇〇番地							
加入保険	保険者等の名称	01370014 全国健康保険協会 香川支部							
	被保険者証記号番号	111222-33							
受給期間	平成22年10月1日～平成35年3月31日								

上記の者は、子ども医療費の一部を助成する者であることを証明する。

発行機関名

香川県三豊市長

印